

| 受理番号 | 受理年月日 | 件 名 及 び 要 旨 | 提 出 者 | 送 付 委員会名 |
|------------|----------|--|---------------------------------------|-------------|
| 29年 第6号 | 29.11.27 | <p>精神障害者の保健福祉充実に関する陳情</p> <p>県内の精神障害者及び家族が直面している課題について、早期に且つ着実な解決を願い陳情書を提出する。</p> <p>陳情項目の全ては過年度から永年継続するものであり、県が主導して策定している「新しいばらき障害者プラン」や「茨城県保健医療計画」にその解決すべき方向は広く県民に知らされている。</p> <p>については下記陳情事項の実現に向けて関係機関への働きかけをお願いする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 医療福祉費支給制度（以下、「マル福」という。）の適用を障害年金1級受給者から精神保健福祉手帳1級及び2級の保持者までの適用変更及び適用拡大について</p> <p>精神障害者は他の障害者に比べて生活困窮者が多い。背景として、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 思春期等の中途障害者が多く、障害年金の受給要件が整わず、無年金者が多い (2) 自立支援医療制度の下ではあるが、生涯にわたる長期の通院・服薬及び通院のための交通費の負担が大きい (3) 長期の服薬による副作用などで、身体系疾患の治療の機会が増加する (4) 障害の特性に因り、身心ともに不安定な状態から常に入院等の心配がある。また、このために就労率も低い <p>以上の背景から、平成31年度以降、精神障害者に対して次の内容にて「マル福」の新たな適用を実施していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「マル福」の適用基準を障害年金から精神障害者保健福祉手帳へ変更する。 ・「マル福」の適用基準を精神障害者保健福祉手帳の1級及び2級へ拡大する。 <p>2 精神科一般救急の24時間・365日受入れ体制の拡充について</p> <p>第6次茨城県保健医療計画で明記されていた計画期間中の実現は見送られた。過去の回答書においては繰り返し当県の医師数の絶対的な不足と並んでかかりつけ医療機関の受け入れ態勢不足を理由としているが、新知事の挑戦する県政方針によれば「医療体制の整備」が高い順位に挙げられている。</p> <p>当事者とその家族が日々苦慮している（移送問題も含む）精神科一般救急の</p> | <p>一般社団法人 茨城県精神保健福祉会 会長 古池 源造</p> | <p>保健福祉</p> |

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | <p>24 時間・365 日受入れ体制の拡充について具体策を提示すること。</p> <p>3 訪問看護ステーションの拡充について</p> <p>年次毎の茨城県内の訪問看護ステーション数の増加と共にその内の精神障害者の自宅訪問可能なステーション数の増加に対して感謝する。平成 29 年度の県連での勉強会においても訪問看護ステーションの重要性が再認識されてきている。今後も引き続き県内全ての訪問看護ステーションにおいて、自立支援医療に基づく精神障害者への自宅訪問を実施すること。</p> | | |
|--|--|---|--|--|